

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市条例第 16 号

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（浜田市監査委員条例の一部改正）

第 1 条 浜田市監査委員条例（平成 17 年浜田市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

（浜田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第 2 条 浜田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年浜田市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

第 2 条中「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 5 第 1 項第 1 号」に改める。

（浜田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 3 条 浜田市水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 260 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

（浜田市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 4 条 浜田市工業用水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 262 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

（浜田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 5 条 浜田市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年浜田市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。